

ご存知  
ですか？

## 徳島県建築士会の正会員の皆さまへ

法人を契約者とした医療保険の個人への名義変更も可能です！

### お客さまへ お伝えしたい 4つのポイント

#### Point1

保険料のお払込みは、ご契約から5年で払い込むタイプやご勇退時期にあわせたタイプが選べます。

#### Point2

法人で加入した医療保険をニーズの変化によって、法人名義から個人名義へ変更できます。

#### Point3

終身タイプの医療保険でも、お払込みいただく保険料を損金処理できるものもあります。

#### Point4

受け取る給付金は、役員さまへの保障に役立てることができます。

#### Point 1 : 保険料払込期間がお選びいただけます。

最短の5年払のほか、65歳払※や70歳払※など、将来のご勇退時期を想定しての選択も可能です。保険料をお払込みいただいた後、保障は一生続きます。 ※ご契約年齢により、お取り扱いできない場合もございます。

#### Point 2 : 法人契約で役員さまの保障を準備しつつ、勇退後の医療保障も同時に準備できます。

医療保険を法人契約とすることで、

- ① 法人で払い込む保険料は、「支払保険料」に充当することが可能です。（平成30年1月現在）
- ② 払込終了後に契約名義を役員さま個人へ変更することで、役員さま個人の一生の医療保障を確保できます。

※法人から役員個人への契約者変更は、株主総会や取締役会での承認が必要になります。

#### Point 3 : お払込みいただく保険料は全額損金扱い可能なものもあります。

死亡保険金不担保特則付医療保険（2014）（保険期間：終身）短期払の法人契約の保険料取扱について、東京国税局に個別照会を実施し、「全額損金で取り扱っても構わない。」との口頭回答を得ております。

#### Point 4 : 給付金は社会通念上妥当な額であれば、見舞金として支給できます。

法人で受け取る給付金は、見舞金規程を整備しておけば、役員さまへ見舞金として支給することが可能です。また、見舞金が社会通念上妥当な額であれば、「福利厚生費」として損金算入できます。なお、過大と判断される場合は「給与」となり、役員の場合は「損金不算入」となります。

個々の契約に関する具体的な税務処理につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談いただきますようお願いいたします。



SOMPO ホールディングス  
 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
 Tel:03-6742-3111 (代表)  
 <公式ウェブサイト><http://www.himawari-life.co.jp>

お問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 徳島支店  
 〒770-0941 徳島市万代町2-4-1 スタン万代町ビル3F  
 TEL:088-611-0120 FAX:088-611-0121